江東区立第三亀戸中学校　総会・同窓会　平成26年 9月20日(土)

江東区立第三亀戸中学校同窓会実行委員会

平成26年度　総会・同窓会　次第

受　付　午後2時より

1．演奏・吹奏楽部　14:30 ～ 15:05
　会場：三亀中1階多目的室
　演奏最後に校歌斉唱

2．総会　15：05～15：12
　会場：三亀中1階多目的室
(1)　開会宣言
(2)　挨　拶
(3)　決議事項：会則の変更
　　審議 ・ 承認
(4)　閉　会

3．同 窓 会・懇親会　15:12 ～17：15
　会場：三亀中1階多目的室

(1)　開会のことば
(2)　学校長挨拶
(3)　PTA会長挨拶
(4)　乾　杯
(5)　恩師紹介
(6)　歓　談
(7)　鼓遊會
(8)　中　メ
(9)　閉　会

校　歌

作詞　勝　承夫
作曲　平井康三郎

一、希望あふれる　若人の
まなびやここに　そびえたつ
文化を築く　鉄の響きも
日日に明るく　力あり
第三亀戸　この空広し

二、古き歴史の　みやしろに
はてなき未来　誓いつつ
ゆかしく清き　梅の香りを
こめて夢あり　誇りあり
第三亀戸　英気の泉

三、燃える友情　はつらつと
次代を担う　自主の意気
真理を追いて　つよく正しく
進むわれらに　栄あり
第三亀戸　歌声高し

※　江東区立第三亀戸中学校同窓会ホームページ URL：

http://3kamedousoukai.web.fc2.com

まだ同窓会のご案内が E-mail に届いていない会員は次のアドレスに連絡網登録する氏名と E-mail アドレスを記載しメールを下さい。　sankame_dousoukai@yahoo.co.jp

江東区立第三亀戸中学校同窓会会則

第一章　総　則

第１条（名　称）本会は、江東区立第三亀戸中学校同窓会と称する。

第２条（目　的）本会は、会員相互の親睦を図り、会員と学校及び地域との関係を密接にし、母校の発展に寄与することを目的とする。

第３条（事務局）本会の事務局は、江東区立第三亀戸中学校内に置く。

第４条（事　業）本会の目的を達成するために、下記の事業を行う。

（１）　総会・懇親会等の集会

（２）　連絡用名簿作成、ホームページによる会報作成

（３）　学校行事への参加・協力

（４）　その他目的の達成のために必要な事業

第二章　会　員

第５条　本会には、下記の会員を置く。

（正会員）江東区立第三亀戸中学校卒業生

（名誉会員）本校の現教職員・旧教職員

（特別会員）本校のＰＴＡ会長・旧ＰＴＡ会長

（賛助会員）ＰＴＡ・旧ＰＴＡで同窓会に協力する有志

会則改定部

第三章　役員・世話人

第６条　本会には次の役員を置くことができる。

名誉顧問（歴代校長）

名誉会長（１名・現校長）

顧　問　（若干名）

相談役　（若干名）

会　長　（１名）

副会長　（若干名）

事務局長（１名）

副事務局長（1 名）

総務・庶務・書記　5 名前後

会　計　（２名）

会計監査（２名）

代表世話人

第７条　役員の選出

会長は正会員の中から役員会にて選出し、副会長以下各役員は、会長が任命する。

第８条　役員の任期

役員の任期は２年とする。但し再任は妨げない。

第９条　世話人

卒業時各クラスより正副２名選出し、その中から代表世話人を正副２名選出する。

尚、本会則施行前の卒業生については、有志の方にお願いする。

第四章　会　議

第１０条　本会の運営のために次の会議を行う。

（１）　総会は毎年１回開催し、会務の報告、予算決算その他の重要事項を決定する。

（２）　役員会は必要に応じて会長が役員を招集し会務について審議し執行する。

（３）　世話人会は必要に応じ会長が各期の代表世話人を招集し開催する。

第五章　会　計

第１１条　会　費

正会員は卒業時に納入する。

第１２条　本会の会計年度は、４月１日より、３月３１日までとする。

第六章　付　則

第１３条　本会則の変更は、総会参加者の過半数の決議を必要とする。

第１４条　本会則は、平成２６年　９月　２０日より施行する。